

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための  
国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第62号)

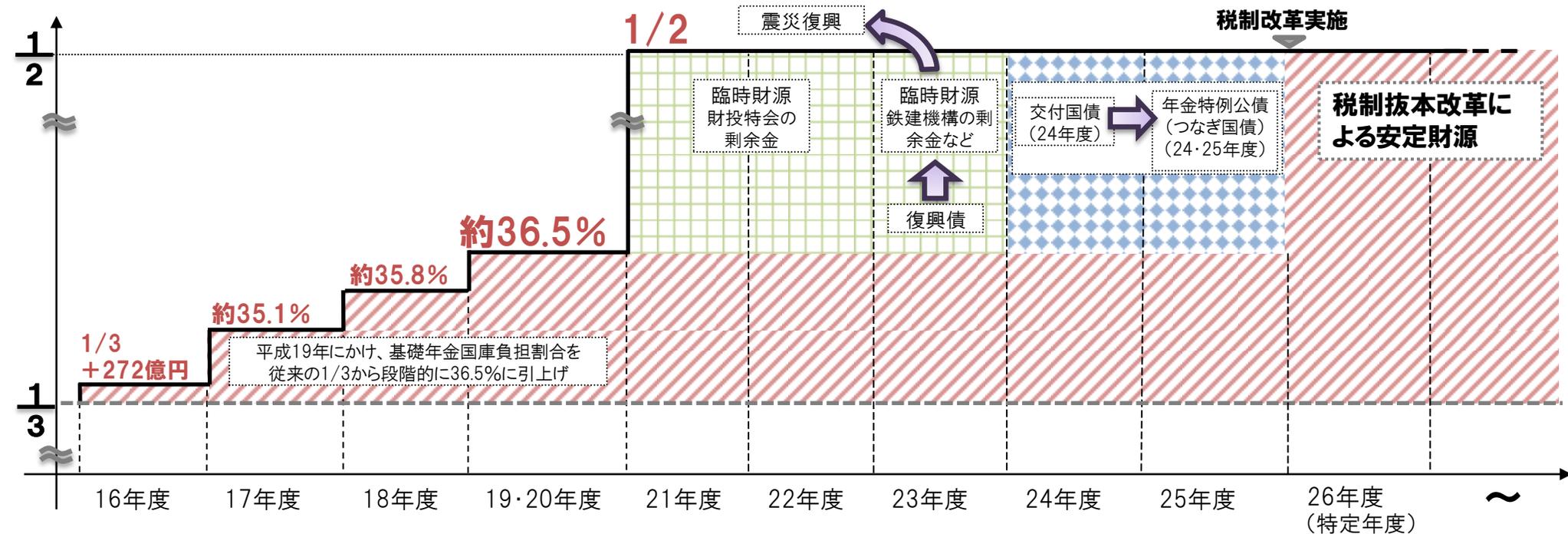
＜平成26年度からの施行事項＞

- (1) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度（平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定）を平成26年度と定める。
- (2) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
- (3) 遺族基礎年金の父子家庭への支給範囲の拡大
- (4) 繰下げ支給の取扱いの見直し
- (5) 国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入
- (6) 障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和
- (7) 特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善
- (8) 未支給年金の請求範囲の拡大
- (9) 前納保険料の還付可能化
- (10) 法定免除遡及該当の場合の保険料納付済期間可能化
- (11) 法定免除該当の場合の保険料納付又は前納の可能化
- (12) 国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し
- (13) 付加保険料の納付期間の延長
- (14) 所在不明高齢者に係る届出義務化

## 特定年度(基礎年金国庫負担1/2を恒久化する年度)

### <改正内容>

- ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として、『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2が達成されることになっている。
- ・今般の社会保障・税一体改革では、平成26年度からの消費税増税(8%)により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てることとしており、『特定年度』を『平成26年度』と定める改正を行う。



# 産休期間中の保険料免除

## <改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

### 【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

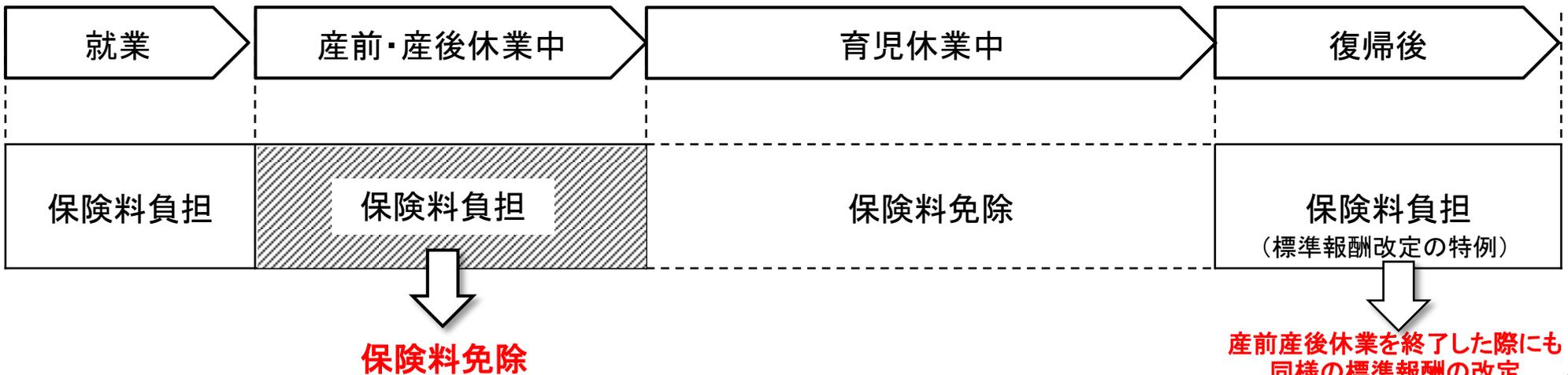
### 【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

○施行日 平成26年4月

## 【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



## 遺族基礎年金の父子家庭への支給範囲の拡大

- 全国民共通の給付であり子どもがいる場合に支給される遺族基礎年金について、これまで支給対象が子のある妻又は子に限定されていたため、父子家庭も支給対象に加えることとする。

(具体的な改正内容)

- 遺族基礎年金の支給対象について、「子のある妻又は子」に加えて「子のある夫」も対象とする。

現行の支給対象

- 子のある妻  
又は
- 子



拡大後の支給対象

- 子のある妻又は夫  
又は
- 子

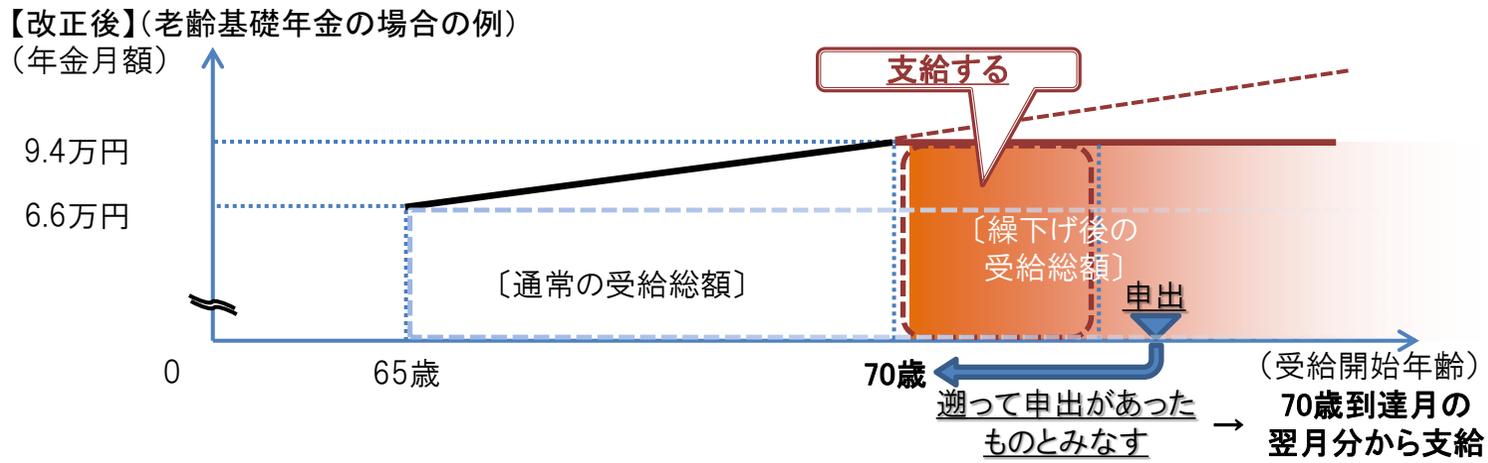
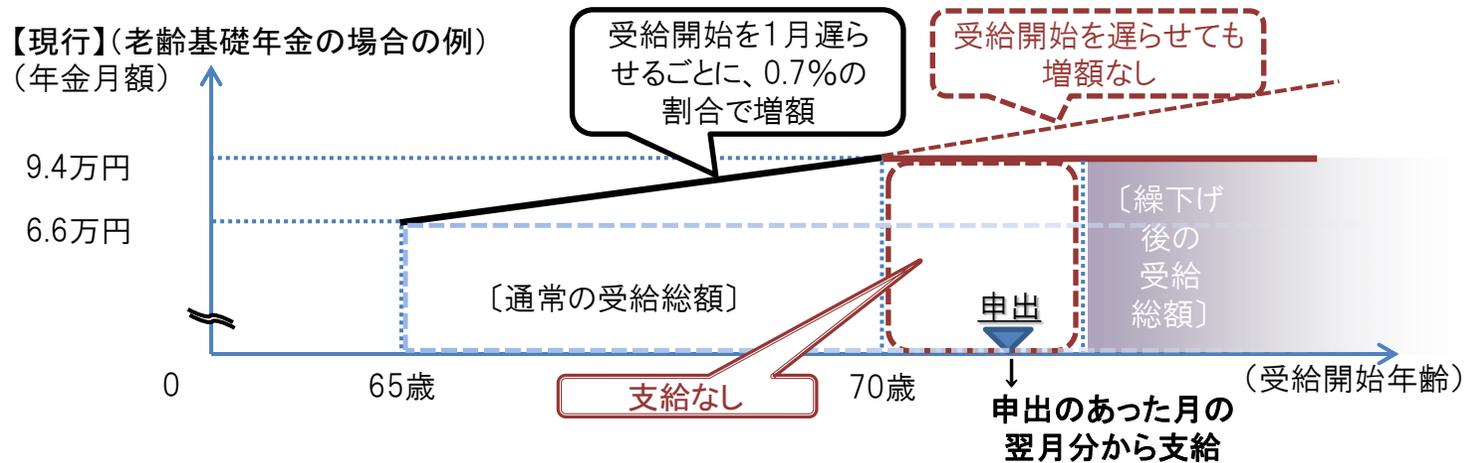
※子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。

- 施行日（平成26年4月1日）以後に死亡したことにより支給する遺族基礎年金から適用する。

# 繰下げ支給の取扱いの見直し

(具体的な改正内容)

- ・ 70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとしていることについて、繰下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととする。



# 国民年金任意加入被保険者の保険料納付を行わなかった期間の合算対象期間への算入

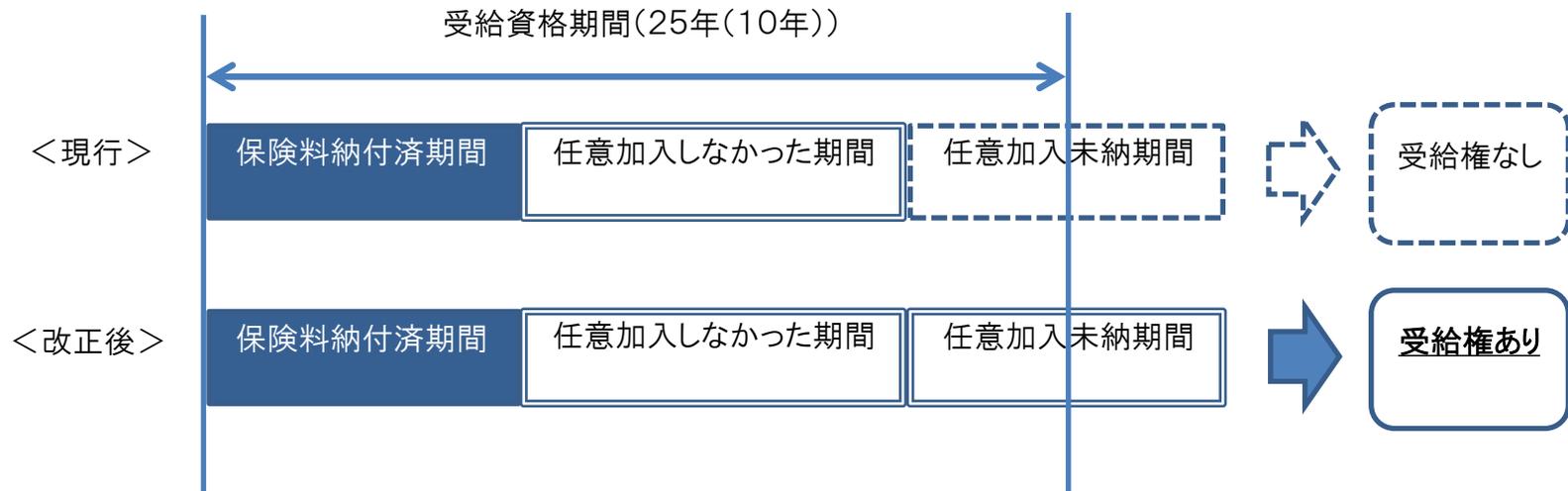
(具体的な改正内容)

- ・ 国民年金の任意加入被保険者(基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻や、基礎年金制度導入後の海外在住者など)が、その保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、法改正の施行後以降、当該期間を合算対象期間として取扱うこととする。

<対象となる任意加入未納期間>

- ・ 基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
- ・ 20歳以上の学生で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
- ・ 基礎年金制度導入後の海外在住者で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間  
→これらの期間について、任意加入をしなかった期間と同様に、合算対象期間とする。

<改正内容>



## 障害年金の額改定請求に係る待期期間の一部緩和

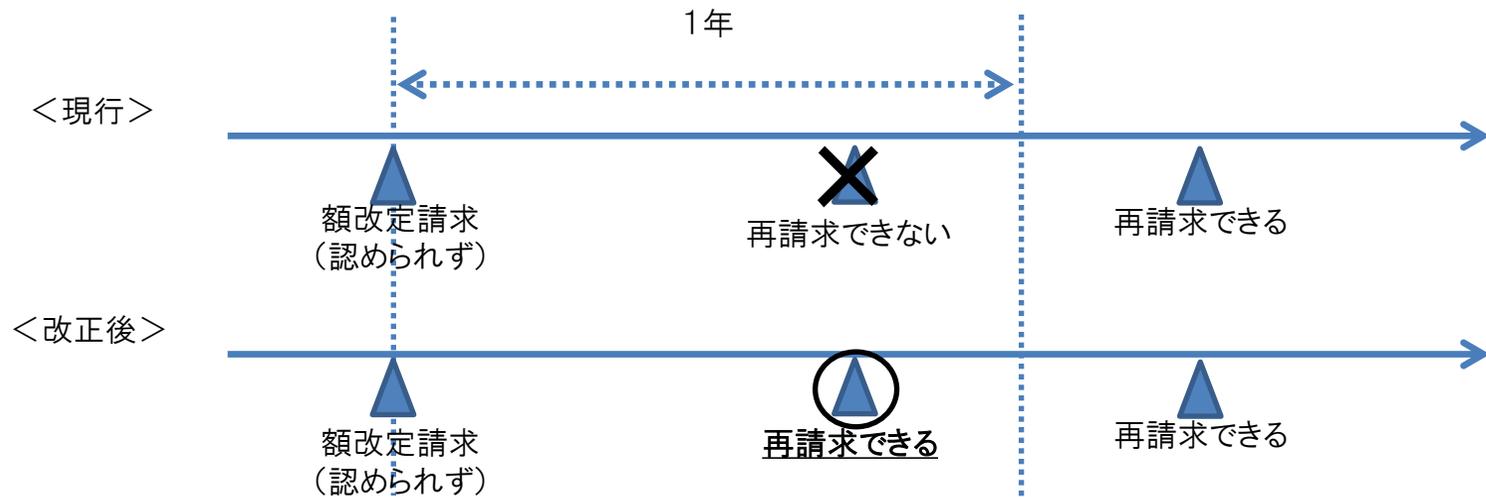
(具体的な改正内容)

- ・ 障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待期期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待期期間を要しないこととする。

<額改定請求について>

- ・ 障害年金の額改定請求には、事務負担等を考慮し、1年間の待期期間が設けられている。

→今後、明らかに外見的に障害の程度が増進したことが確認できる場合などには、額改定の請求を認めることとする。なお、具体的な事例は省令等で定めることとする。



# 特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

## (具体的な改正内容)

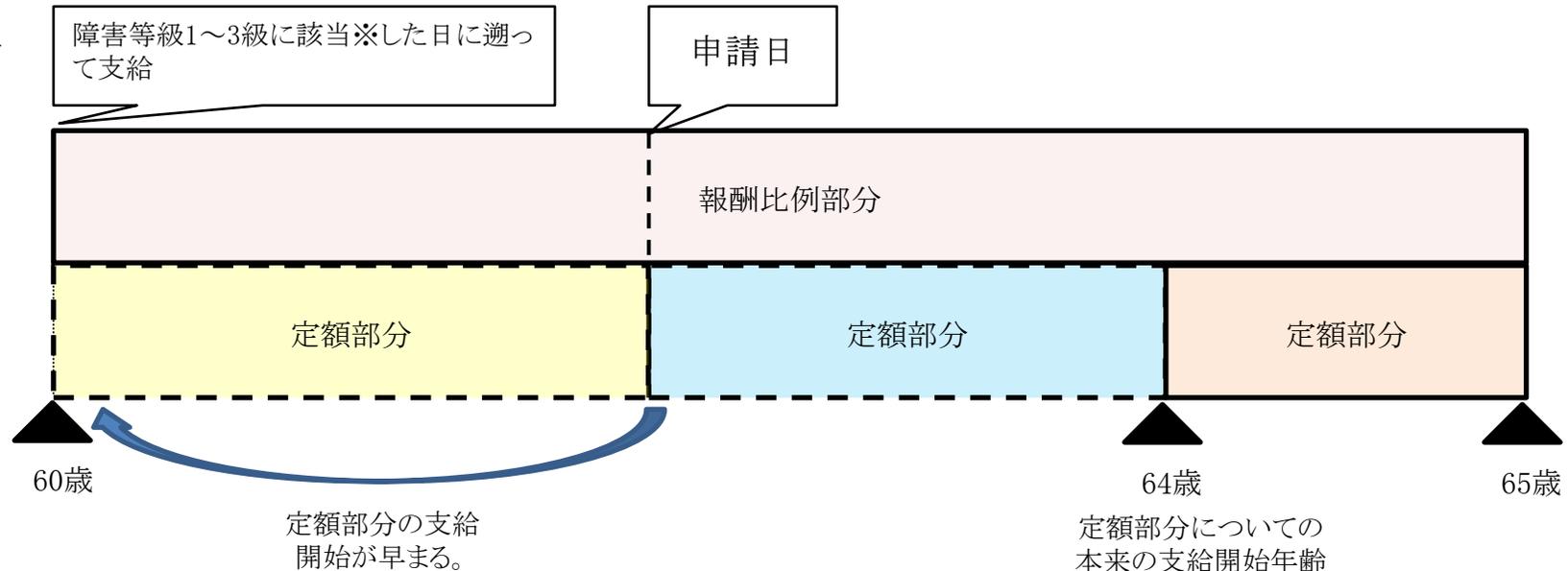
- ・特別支給の老齢厚生年金(特老厚)の支給開始年齢(現在は60歳)に達しており、障害等級の1級から3級に該当している者については、本人からの請求があれば、請求の翌月から特老厚の定額部分を支給することとしている。これについて、障害年金受給者については、請求時以降とはせず、障害状態にあると判断される時(特老厚の支給開始年齢以前から障害状態にある場合は、支給開始年齢以降)に遡って障害特例による支給を行うこととする。

## <特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の見直し>

- ・現在、請求時以降の支給となっているが、これについて、障害状態にあると判断されるときに遡って支給することとする。

## 【障害特例のイメージ図】

<改正後>



※傷病の固定しているとき又は初診日から1年6ヶ月以上経過した日に障害状態にあるとき

## 未支給年金の請求範囲の拡大

(具体的な改正内容)

- ・年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)までに拡大する。

<未支給年金の支給範囲>

【現行】

生計を同じくしていた

- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹



【改正後】

生計を同じくしていた

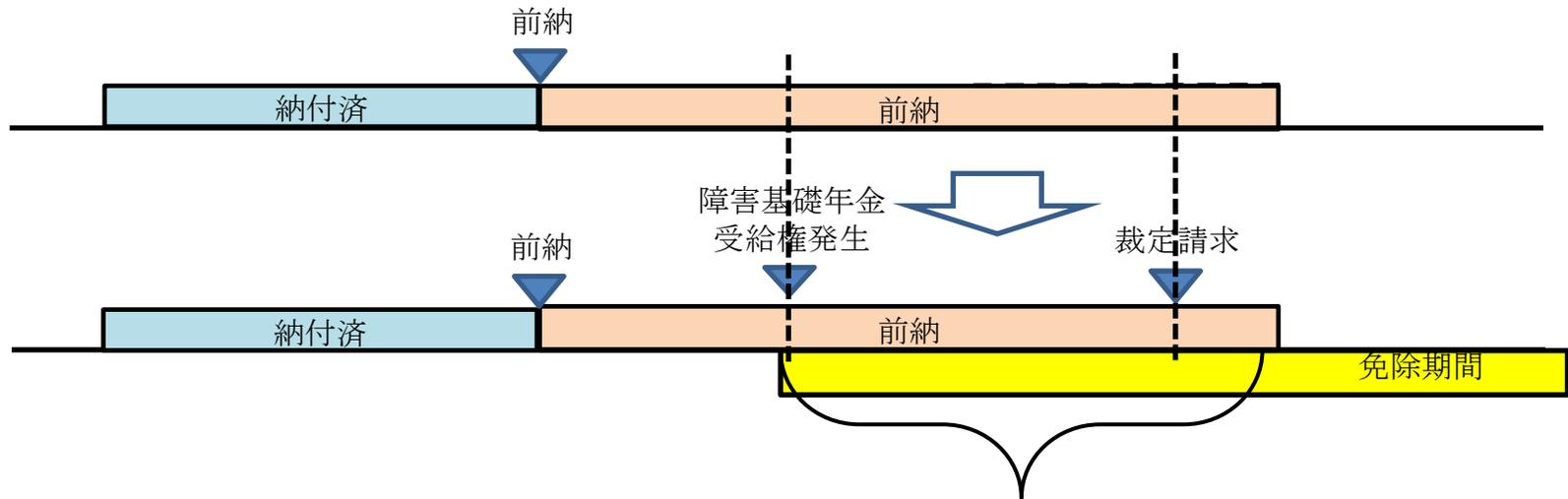
- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹
- ・甥、姪
- ・子の配偶者
- ・叔父、叔母
- ・曾孫、曾祖父母
- ・上記の者の配偶者 等

# 前納保険料の還付可能化

(具体的な改正内容)

- ・国民年金保険料を前納した後に免除に該当するようになった場合に、免除該当日前に納付された前納保険料のうち免除に該当した月分以後の分について、還付を可能とする。

【現行】



免除該当日前に前納されたものは、  
免除該当日以後に係る分も還付されない。

【改正後】

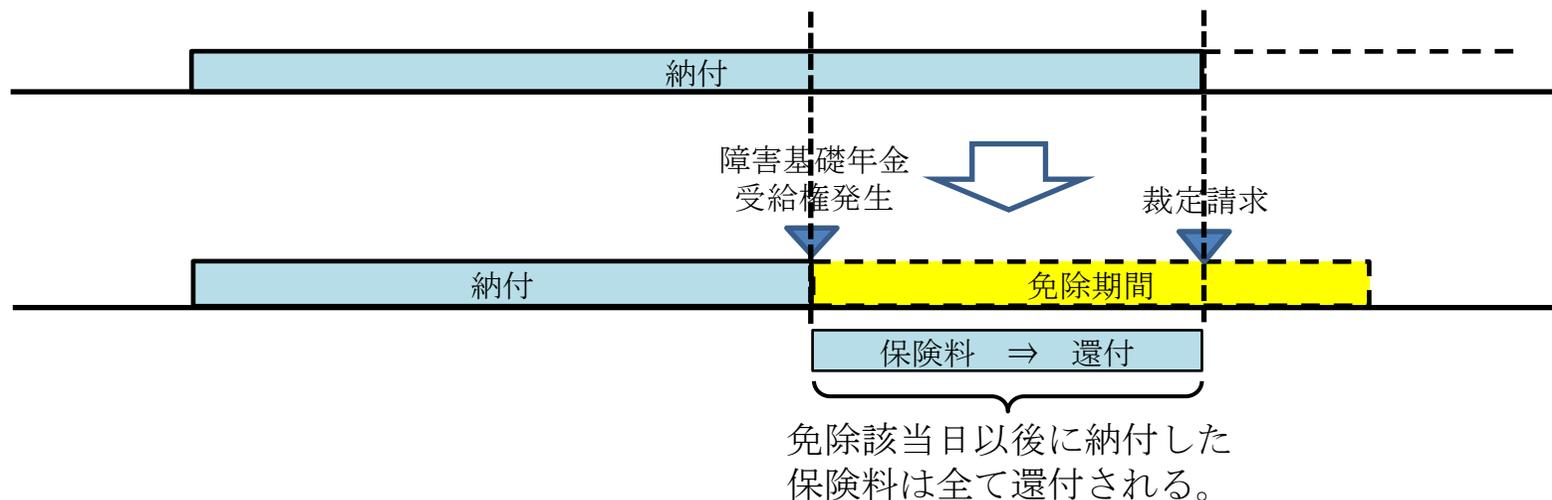
○免除該当日以後に係る分について、還付を可能とする。

## 法定免除遡及該当の場合の保険料納付済期間可能化

(具体的な改正内容)

- ・遡及して法定免除となった場合に、当該法定免除となった期間の分として免除該当後に納付されていた保険料が必ず還付される取扱いについて、本人が特に希望する場合には、当該期間を保険料納付済期間として取り扱えるようにする。

【現行】



【改正後】

### ○保険料納付済期間とすることを可能とする。

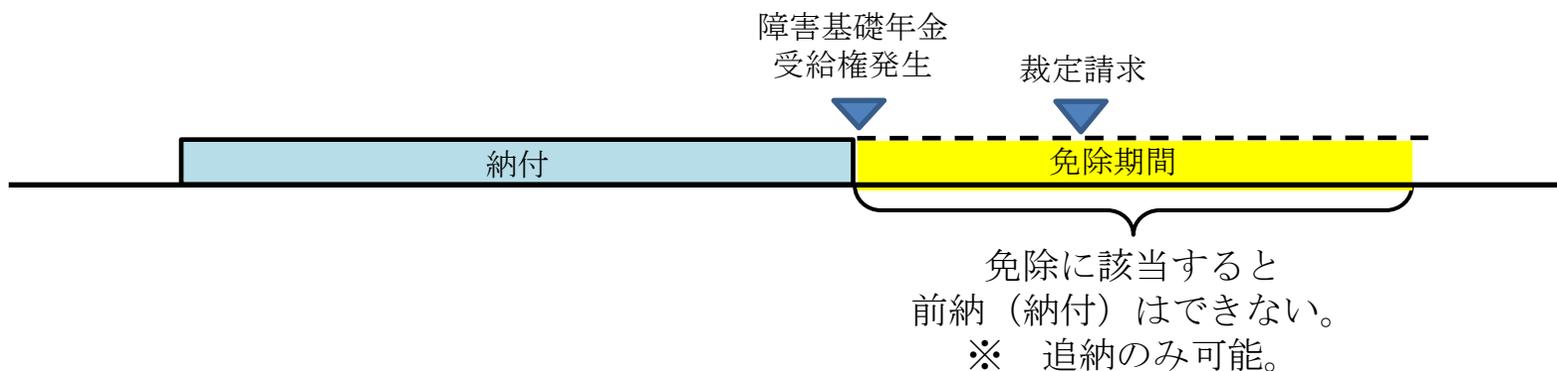
※将来、障害が軽快した場合には、障害基礎年金が支給停止となり、老齢基礎年金を受給することになるので、保険料を納めたいと希望する者がいる。免除となった上で、追納することも可能だが、2年以上前の期間分には利子分の加算が加わることや、前納割引ができない問題点がある。

## 法定免除該当の場合の保険料納付又は前納の可能化

(具体的な改正内容)

- ・法定免除に該当する場合(障害基礎年金の受給権者となったとき等)に、将来の年金権確保のために特に希望する者については、その後に納付すること又は前納を行うことを可能とする。

【現行】



【改正後】

○保険料を納付すること又は前納を行うことを可能とする。

# 保険料免除に係る遡及期間の見直し

(具体的な改正内容)

- ・保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の徴収権について消滅時効が成立していない過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにする。

## ○ 現行制度における保険料免除

申請日の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行っている。

(現行)

				申請月 ▼ (例)
21年 11月		23年 7月		23年 12月
○保険料負担能力がなかったことが確認できる場合であっても、免除にならず、資力のない者は未納になっていた期間		← 免除承認期間		

☆見直し後は、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行うもの。

(改正後)

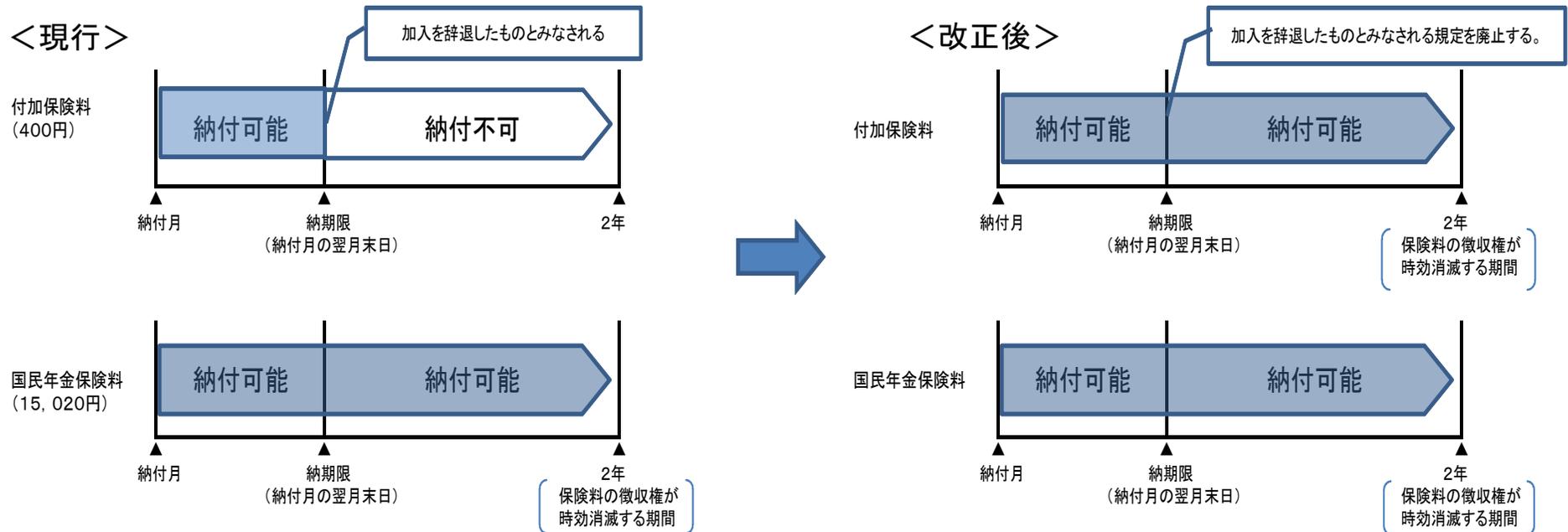
				申請月 ▼ (例)
21年 11月		23年 7月		23年 12月
← 免除承認期間				

- 学生納付特例制度、若年者納付猶予制度も同様に過去2年分まで遡及して免除を行うことができるようにする。

# 付加保険料の納付期間の延長

## (具体的な改正内容)

- ・ 国民年金の上乗せの年金であり、任意加入である付加年金の付加保険料については、通常の国民年金保険料と異なり、納期限日（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされ、その後は納付することができない。しかし、実際の納付は、国民年金保険料と付加保険料を一体的に行われることに鑑み、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できるようにする。



## ○年金制度に関する改善要望<日本年金機構 平成23年3月>

国民年金本体保険料は2年以内納付が可能なのに対し、付加保険料は翌月末の納期限以降は納付することができないため、付加保険料の納期限をめぐるトラブルが多く、また、付加保険料の納期限経過ケースでは、付加保険加入を取消し、本体のみ保険料納付者への変更を行う等、本人・年金事務所双方にとって事務負担が大きい。このため、予め付加保険料を申し出ていることを前提として付加保険料納付期間を本体同様2年とする。

## 所在不明高齢者に係る届出義務化

(具体的な改正内容)

- ・年金受給権者の所在が明らかでない場合に、受給権者の属する世帯の世帯員に対して、所在不明である旨の届出を義務化し、年金支給の一時差止めを行う。

<現行の取扱い>

- 年金受給権者が所在不明となった場合、現在は同居の世帯員等に届出義務を課しておらず、家族等から所在不明である旨の相談等があった場合に、日本年金機構が受給権者の生存確認を行った上で、年金の支給を一時差し止めている。



<改正後>

- 近年、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず、年金が支給され続けている事例が問題となっており、同居の親族等から所在不明である旨の届出を義務化して年金の支給を一時差し止めることとする。
- 具体的には、所在不明の届出があった場合には、受給権者本人に対し生存を確認できる書類の提出を求めた上、その提出がない場合には、年金の支給を一時差し止める。

<届出を行わない者に対する取組>

- 届出を行わない者に対する取組として、後期高齢者医療の利用情報を活用し、一定期間にわたって利用実績のない者を対象に、日本年金機構の職員による訪問調査を行っている。
- ※後期高齢者医療の対象とならない者については、一定期間おきに生存確認の届出の提出を求める等、過払いを防止する取組を今後検討する。

# 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)

## 1. 法律の概要

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。→ 対象者：約500万人
  - ① 基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
  - ② 免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付(※) 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること(政令事項)
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。  
→ 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額：月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))  
→ 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

## 2. 施行期日：平成27年10月1日

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

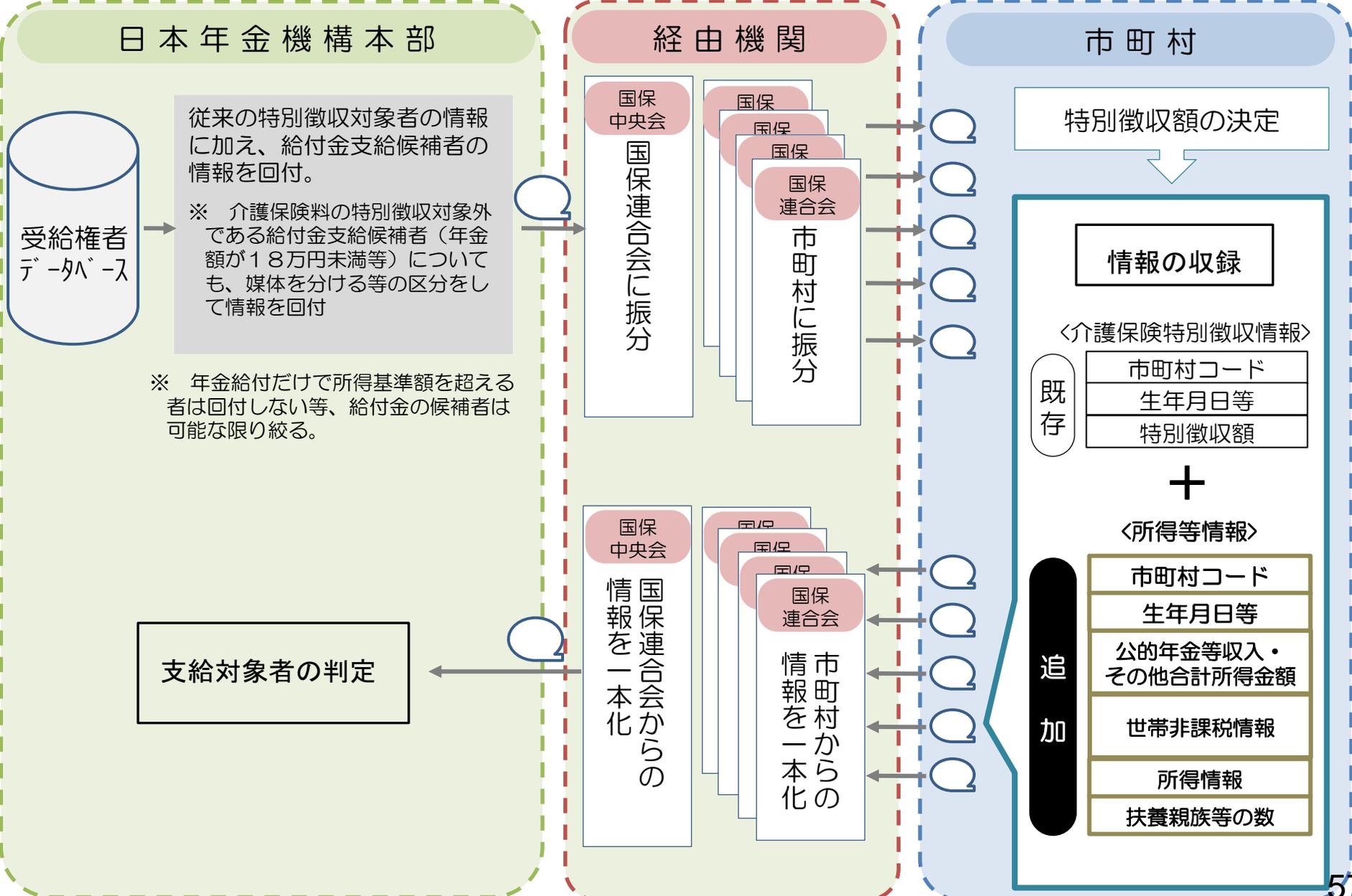
所要額 約5,600億円

## 3. 市町村における事務

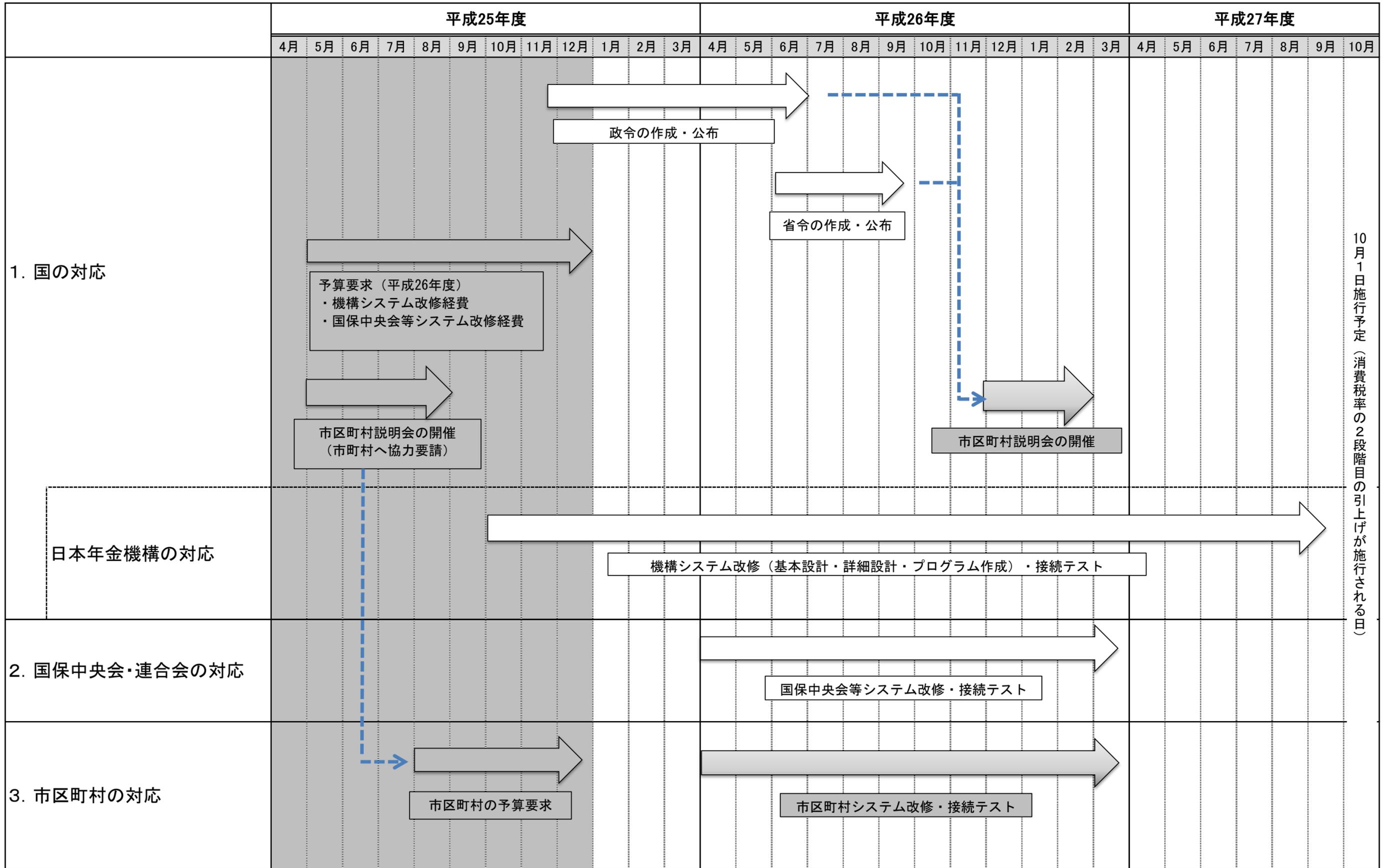
- ・ 厚生労働大臣に対する給付金支給候補者の所得情報等の提供
- ・ 第1号被保険者期間のみを有する者等の認定請求の受理(政令で規定する予定) 等

年金生活者支援給付金に係る所得把握の流れ～日本年金機構・市町村間の所得情報の連携～

※ 介護保険料の年金からの特別徴収にかかる情報提供と併せて、年金生活者支援給付金の支給に必要な所得情報等を市区町村から日本年金機構に提供いただく。



「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の施行に向けたスケジュール(案)



10月1日施行予定（消費税率の2段階目の引上げが施行される日）

# 「地域年金展開事業」について

## 1 日本年金機構の取組み

日本年金機構(※)では、国民の皆様の年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけ、将来の年金受給権を確保していただくため、それぞれの地域に根ざした地域活動の展開事業(別添参照)を全国各地で展開しています。

## 2 ご協力をお願い

日本年金機構の都道府県代表年金事務所等から、都道府県教育委員会や学校等へ本事業に係る協力依頼の連絡を行う場合がありますが、厚生労働関係部局の皆様におかれては、本事業の趣旨をご理解いただくとともに、学校関係機関等への働きかけにつきましてもご協力いただくようお願いします。

## 3 お問い合わせ

本事業の趣旨にご賛同いただけた皆様から、公民科(社会科等)実習のための年金事務所見学、学校等への職員の派遣や資料提供等のご要請がございましたら、日本年金機構本部またはお近くの都道府県代表年金事務所(一覧参照)にお問い合わせいただくようお願いします。

(※) 日本年金機構は、国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など)を担っています。

(全国に312か所の年金事務所があります)

「日本年金機構ホームページ」(<http://www.nenkin.go.jp/>)

### 【本件お問い合わせ先】

厚生労働省年金局事業管理課 電話03-5253-1111(内線3661)

### 【本事業内容に関するお問い合わせ先】

日本年金機構本部サービス推進部サービス推進グループ  
電話03-5344-1100(内線3151~3153)

日本年金機構では、地域に根ざした年金制度の啓発活動の一環として、関係教育機関にご協力いただき、年金セミナーを行っています。高校生を対象にしたアンケートでは、資料の内容および説明について「とても分かりやすい」もしくは「分かりやすい」の回答がいずれも75%以上と、概ねご好評をいただいております。

## ■ 年金セミナーの様子



### <年金セミナーのプログラム例>

場所・対象	高校の体育館、3年生
時間	1 枠（50分）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金啓発資料として冊子「知っておきたい年金のはなし」を配布</li> <li>・公的年金の目的、仕組、役割等についてパワーポイントを用いて説明（20～30分程度）</li> <li>・質疑応答</li> <li>・アンケート</li> </ul>

## ■ その他の取組み

### ○ 「わたしと年金」エッセイ

ご自身やご家族など身近な方と公的年金制度との関わりについて「わたしと年金」をテーマに原稿用紙3～5枚程度のエッセイを募集（平成25年6月～9月）したところ、応募総数793件のうち、学生・生徒からのご応募が699件ありました（平成24年度は応募総数446件のうち、391件が学生・生徒）。

### ○ ねんきん月間

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、上記の取組のほか、商業施設や大学等の構内で出張年金相談や国民年金保険料の納付相談会を開催し、年金制度の普及啓発活動を展開しております。

# 都道府県代表年金事務所一覧

都道府県	事務所名	所在地	電話番号
北海道	札幌西	札幌市中央区北3条西11丁目2-1	011-271-1051
青森	青森	青森市中央1-22-8 青森第一生命ビルディング1~2階	017-734-7495
岩手	盛岡	盛岡市松尾町17-13	019-623-6211
宮城	仙台北	仙台市青葉区宮町4-3-21	022-224-0892
秋田	秋田	秋田市保戸野鉄砲町5-20	018-865-2392
山形	山形	山形市あかねヶ丘1-10-1	023-645-5111
福島	東北福島	福島市北五老内町3-30	024-535-0141
茨城	水戸北	水戸市大町2-3-32	029-231-2283
栃木	宇都宮西	宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281
群馬	前橋	前橋市国領町2-19-12	027-231-1719
埼玉	浦和	さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638
新潟	新潟東	新潟市中央区新光町1-16	025-283-1027
長野	長野南	長野市岡田町126-10	026-227-1288
千葉	千葉	千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320
東京	新宿	新宿区大久保2-12-1 4・5階	03-5285-8611
神奈川	横浜中	横浜市中区相生町2-28	045-641-7501
山梨	甲府	甲府市塩部1-3-12	055-252-1431
富山	富山	富山市牛島新町7-1	076-441-3938
石川	金沢北	金沢市三社町1-43	076-233-2021
岐阜	岐阜北	岐阜市大福町3-10-1	058-294-6364
静岡	静岡	静岡市駿河区中田2-7-5	054-284-4311
愛知	大曾根	名古屋市東区東大曾根町28-1	052-935-6438
三重	津	津市桜橋3-446-33	059-228-9112
福井	福井	福井市手寄2-1-34	0776-23-4512

都道府県	事務所名	所在地	電話番号
滋賀	大津	大津市打出浜13-5	077-521-1126
京都	京都南	京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-644-1165
大阪	大手前	大阪市中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤモンドビル6~8階	06-6271-7301
兵庫	三宮	神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	078-332-5791
奈良	奈良	奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1371
和歌山	和歌山東	和歌山市太田3-3-9	073-474-1824
鳥取	鳥取	鳥取市扇町176	0857-27-8311
島根	松江	松江市東朝日町107	0852-23-9540
岡山	岡山西	岡山市北区昭和町12-7	086-214-2163
広島	広島東	広島市中区基町1-27	082-228-3131
山口	山口	山口市吉敷下東1-8-8	083-922-5660
徳島	徳島北	徳島市佐古三番町12-8	088-655-0920
香川	高松西	高松市錦町2-3-3	087-822-2840
愛媛	松山西	松山市南江戸3-4-8	089-925-5105
高知	高知東	高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430
福岡	博多	福岡市博多区博多駅東3-15-23	092-474-0012
佐賀	佐賀	佐賀市八丁畷町1-32	0952-31-4191
長崎	長崎南	長崎市金屋町3-1	095-825-8701
熊本	熊本西	熊本市千葉城町2-37	096-353-0142
大分	大分	大分市東津留2-18-15	097-552-1211
宮崎	宮崎	宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111
鹿児島	鹿児島北	鹿児島市住吉町6-8	099-225-5311
沖縄	那覇	那覇市壺川2-3-9	098-855-1118